

株主各位

証券コード 1969
2022年5月30日

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

高砂熱学工業株式会社

代表取締役社長COO 社長執行役員 小島 和人

第142回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要および 当該体制の運用状況	1頁
株式会社の支配に関する基本方針	8頁
連結株主資本等変動計算書	9頁
連結注記表	11頁
株主資本等変動計算書	23頁
個別注記表	25頁

上記の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tte-net.com>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2015年4月17日開催の取締役会において決議し、その後、2017年3月24日開催の取締役会において、同年4月以降、企業倫理委員会とリスク管理委員会を統合し、リスク・コンプライアンス委員会に改組することを決議しております。

現在の当社における「業務の適正を確保するための体制」についての決議の概要は、以下のとおりであります。

体制の概要	当期における運用状況の概要
1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
① コンプライアンス担当役員を任命するとともに、推進部署であるコンプライアンス室を設置し、相談・通報窓口など内部通報制度の適切な運営を図るとともに、重要な推進テーマに対してはコンプライアンス・プログラムを設定し、これらを内部統制委員会の傘下にあるコンプライアンス委員会にてPDCA管理するなど、コンプライアンスの実践・向上に資する体制確保に努めます。	コンプライアンス委員会を5回開催し、コンプライアンス・プログラムのほかコンプライアンスの整備・運用状況を定期的にモニタリングし、コンプライアンス体制の強化・徹底を図っております。また、各所管部門が、独占禁止法関係の社内ガイドラインの整備やハラスメント防止、相談・通報窓口とその適切な運営、テーマ別研修の複数回にわたる実施など、各種コンプライアンス施策を推進しております。
② 当社グループの役職員の基本的な行動基準を示したグループ行動指針を制定し、かかる役職員全員に社内ネットワークを活用し配付を行い、また、取締役および使用人の各層、各業務に応じ、コンプライアンスに関する研修等を継続的に実施するなどして、コンプライアンスの徹底を図ります。	当社HPでのグループ行動指針の掲示等、各人・各職場での周知と活用を環境を一層整備するほか、各種研修においても、当指針に関連付けた指導を行うなど、その浸透・定着に努めております。特に独占禁止法違反の再発防止に関しましては、全役職員を対象に、再発防止策の徹底および風化・形骸化防止を図っております。このほか、全役職員に対する研修により内部通報制度の周知と利用促進の徹底を図るなど、日常業務におけるPDCA活動によるコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。
③ 当社外の分野での豊富な経験や識見を有する社外取締役を選任し、業務執行に対する多様な視点からの指導・監督を強化致します。	12回開催した取締役会においては、取締役の職務執行の適法性および適正性等を確保するために、当社から独立した社外取締役が出席し、独立した立場で各々が有する高い識見に基づく専門的な視点から当社の経営に有用な指摘、意見を述べるなど、引き続き、経営の監督とチェック機能の強化に努めております。

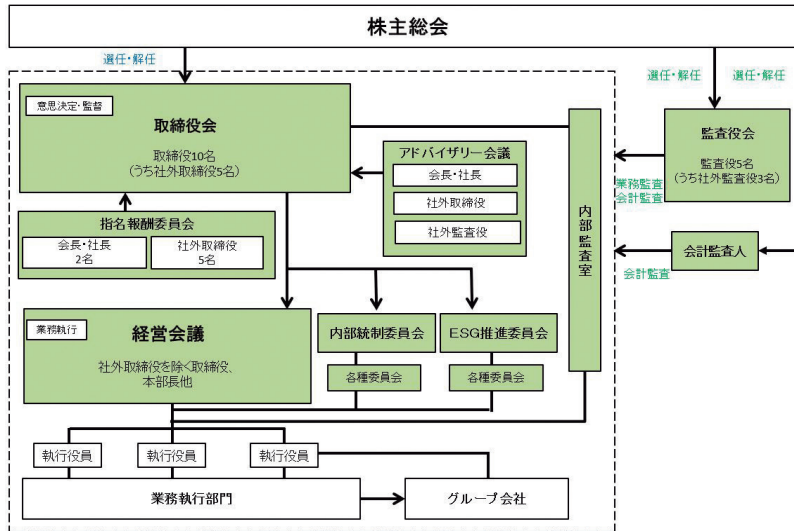
体制の概要	当期における運用状況の概要
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制	
<p>取締役会をはじめとする重要な会議の記録、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報について、文書管理に関する社則に従い、文書または電磁的媒体に記録し、保存および管理を行います。また、情報セキュリティ基本方針および情報管理規則を定め、これを周知して、情報漏洩防止の徹底に努めます。</p>	<p>取締役会をはじめとする重要な会議の記録、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報について、文書または電磁的媒体に記録し、保存および管理を行っております。また、情報セキュリティ委員会を定例的に開催し（年5回開催）、その中で講じた漏洩防止対策の一環として情報管理を徹底しております。</p>
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
<p>① リスク管理規程を定め、全社的なリスクマネジメントを推進するため、内部統制委員会の傘下に、管理・営業・技術部門を含む部門横断的なリスク管理委員会を設置し、主要関係会社を含めたリスクの洗い出し・評価と重要なリスクへの対策を行うことを通じて、未然防止およびリスク縮減活動を推進しています。</p>	<p>リスク管理については、リスク管理規程に則り、リスク管理委員会を5回開催し、リスク顕在化の頻度（可能性）と影響の大きさに応じ、リスクの洗い替え評価を行った上で、対象となるリスクの低減策に関しPDCA管理を行い、リスク顕在化の未然防止を図る体制を整備しております。</p>
<p>② 危機管理規程を定め、重大なリスクが顕在化した場合には、迅速かつ適切な対応を行う全社的な危機管理会議を招集・開催するなど、不測の事態に的確に対応できる体制を整備します。</p>	<p>危機管理規程を定め、不測の事態においても的確に対応できる体制を整備・運営しております。</p>
<p>③ 大規模災害等に対応した事業継続計画を定め、定期的な訓練を通じて計画を見直し実効性を高めるなど、緊急事態の発生に対する事業継続力の向上を図ります。</p>	<p>実効的な訓練の実施を通じて定期的な事業継続計画（BCP）の見直しを行い、震災等への対応力の強化を図っております。断続的に感染拡大する新型コロナウイルスに対しては、事業継続計画（BCP）感染症編に基づき、統括対策本部と各店とが緊密に連携し対応しております。また、定期的なBCP計画の見直しなどPDCA管理を徹底しております。</p>
<p>④ 品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の機能別リスクについては、前述のリスク洗い出し・評価において、対応する部門を定め、適切なリスク管理体制を整備します。</p>	<p>機能別リスクについては、対応する部門を定めるとともに、定期的に経営への影響度や発生の可能性を評価し、適宜、予防方法及び対処方法を図るなど、適切なリスク管理に努めております。</p>

体制の概要	当期における運用状況の概要
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
<p>① 取締役会の傘下に社長COOを議長とする経営会議の設置、および執行役員制度の導入により経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ効率的な経営を推進します。</p>	<p>当社は、決裁規程により一定事項を経営会議に委任することで、取締役の職務執行の効率性を確保することにより、迅速かつ効率的な経営を推進しました。また、12回開催した取締役会については、中長期的な経営戦略の方向性の検討など、極力、経営の監督に関する議論に注力するよう運営しました。</p>
<p>② 意思決定の迅速化や業務執行などの経営の効率化を図るため、職務権限規則、業務分掌規程、決裁規程などの規程を整備し、適宜見直しを行います。</p>	<p>社内組織の変更、職務権限規則、業務分掌規程、決裁規程などの規則・規程等については、都度見直しで改正し、速やかな事業戦略の展開を図るべく体制を整備し、運営しております。</p>

体制の概要	当期における運用状況の概要
5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制	
<p>① 子会社における経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、当社内に経営管理の所管部を置き、重要事項についての協議および報告ルールを関係会社管理規程に定めるなど経営管理体制を整備しています。すなわち、子会社における一定の重要な事項については、当社と事前協議を行い当社の承認を得ることとしております。また、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ報告を求めています。さらに、定期的に、当社経営陣および子会社社長が出席する会議を開催し、業務の適正を確保してまいります。なお、リスクが顕在化した場合には、子会社に対し、当社窓口部門への速やかな報告を求めています。</p>	<p>当社の国内グループ会社社長が出席する国内グループ経営会議を3回開催し、当会議を通じ、適宜、国内グループ会社および当社国内グループ事業統括部から報告を受けております。国際事業については、海外グループ会社社長会議を3回開催するとともに、適宜、海外グループ会社及び当社国際グループ事業統括部から報告を受けております。特に、グループ会社の重要事項については、当該事項を当社に報告するとともに、当社取締役会規則または経営会議規則、その他関連規程に基づいて承認を受けることとしております。</p>
<p>② 当社と基本的な考え方を共有するため、基本的な行動基準を定めたグループ行動指針を定めるほか、子会社各社の社内規程を整備することにより、企業集団としてのリスク管理体制や危機管理体制、内部通報制度を含めたコンプライアンス体制を適切に運用しています。</p>	<p>日本語版に加え、英語・中国語・タイ語版のグループ企業倫理綱領を作成し社員に配信する等、グループ役職員の基本的な行動指針を国内外子会社にも展開し、当社(親会社)同様の周知・普及に努めております。また、定期的にリスク管理委員会およびコンプライアンス委員会で子会社のリスク管理・コンプライアンスの状況を把握・管理しております。内部通報制度では、各社における通報体制の整備のみならず、当社への直接の通報ルートも確保し運営しております。</p>
<p>③ 内部監査室による監査を実施するとともに、必要に応じて当社より取締役および監査役を派遣すること等を通じて子会社の適正な業務執行を監視します。</p>	<p>内部監査室は、業務全般について、適法性、妥当性および効率性の観点から内部監査を実施しております。また、各社へは当社従業員を役員等として派遣し、業務の適正性確保に努めております。</p>
<p>④ 監査役は、子会社に対し、業務執行状況を定期的に監査します。</p>	<p>監査役は、子会社に対する実地監査を実施し、重要書類の確認、主要な役職員から業務執行状況のヒアリングを行っております。また、国内グループ監査役会にて、国内グループ会社の監査役から、監査方針、監査実績等について報告を受け、状況を把握しております。</p>
<p>⑤ 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な内部統制体制を整備します。</p>	<p>内部監査室は、経理財務部門と連携し、各グループ会社に対して財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制評価手続および内部監査を実施して内部統制の体制を整備しております。また、内部統制評価および内部監査の結果については、随時、監査法人に報告しております。</p>

体制の概要	当期における運用状況の概要
<p>6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p>	<p>監査役室を設置し監査役の職務を補助するための専任の使用人を配置しております。当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、職務を遂行しております。なお、当該使用人に対する人事評価・異動・懲戒をはじめ、その他人事に関する事項は監査役と協議の上、当社ルールに則って運営しております。</p>
<p>7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制</p>	<p>その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>監査役監査環境整備規程を制定し、法定事項のほか、当社や当社子会社における著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果や内部通報の状況などについて報告する体制を整備・運用しております。</p>
<p>8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p>	<p>監査役監査環境整備規程にて、前項の監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう明確化します。</p> <p>監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう、規程により体制を整備・運用しております。</p>
<p>9. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項</p>	<p>監査役がその職務の執行について、所定の費用又は債務の履行を請求するときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、これを支払います。また、監査の実効性を担保するため、監査の諸費用について予算を確保しています。</p> <p>監査役がその職務の執行について、所定の費用または債務の履行を請求するときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、これを支払い、また、監査の実効性を担保するため、監査の諸費用について予算を確保しています。</p>

体制の概要	当期における運用状況の概要
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
① 監査役会は、社外監査役にて、その過半を確保します。	監査役は5名で、うち3名は社外監査役であり、過半を確保しております。
② 監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会・経営会議等重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧および事務所の往査を実施します。また、監査役は、代表取締役社長COOと定期会合を持ち、意見交換を行うことにより、相互の意思疎通を図ります。	監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧および事業所の往査を実施しております。また、代表取締役COOと定期会合を持ち、意見交換を行うことにより、相互の意思疎通を図っております。
③ 監査役と内部監査室および会計監査人が、定期的に監査の状況について協議し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行います。	監査役と内部監査室および会計監査人は、定期的に監査の状況について報告し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行っております。2021年12月に内部監査規程を改正し、内部監査室と監査役の連携強化を目的に整備を進めました。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況	
反社会的勢力・団体との関係を遮断するため、グループ行動指針にて反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定め、教育・研修を通じた周知徹底や外部専門機関との連携を図るなど、実践的対応が可能な社内体制を整備します。	グループ行動指針にて反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定めており、これを徹底しています。また、外部専門機関との連携を図り、実践的対応が可能な社内体制を整備・運用しております。



株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容は、以下のとおりです。

当社は、創業以来、社是「人の和と創意で社会に貢献」および経営理念「最高の品質創り、特色ある技術開発、人財育成」に基づく安全かつ高品質なサービスの提供により、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

今後も、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを実現するために、長期経営構想に基づき、中期経営計画を策定し、これを着実に実行するとともに、コーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。

また、当社株式の大量買付を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めた上で、取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じて参ります。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	13,134	12,692	97,901	△1,443	122,285
会計方針の変更による 累積的影響額			336		336
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	13,134	12,692	98,238	△1,443	122,621
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,985		△3,985
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,535		11,535
自己株式の取得				△6,325	△6,325
自己株式の処分				18	18
非支配株主との取引に係る親会 社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△0	7,549	△6,307	1,242
当連結会計年度期末残高	13,134	12,691	105,788	△7,750	123,864

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非 株 支 持 配 分	純資産合計
	そ の 有 価 評	他 証 券 金 額 差 額	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額		
当連結会計年度期首残高	10,596	△1,091	345	9,850	3,713	135,849
会計方針の変更による 累積的影響額						336
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	10,596	△1,091	345	9,850	3,713	136,186
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△3,985
親会社株主に帰属する 当期純利益						11,535
自己株式の取得						△6,325
自己株式の処分						18
非支配株主との取引に係る親会 社の持分変動						△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△1,241	883	△459	△817	287	△530
連結会計年度中の変動額合計	△1,241	883	△459	△817	287	711
当連結会計年度期末残高	9,355	△208	△114	9,033	4,000	136,897

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数	15社
連結子会社名	TMES(株)、(株)丸誠サービス、高砂建築工程（中国）有限公司、タカサゴシンガポールPte.Ltd.、高砂熟学工業（香港）有限公司、タカサゴベトナムCo.,Ltd.、タイタカサゴCo.,Ltd.、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn.Bhd.、日本ピーマック(株)、ヒューコス(株)、TTEマレーシアホールディングスSdn.Bhd.、タカサゴエンジニアリングメキシコ,S.A.de C.V.、インテグレートッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt.Ltd.、(株)清田工業、タイタカサゴホールディングスCo.,Ltd.

日本開発興産(株)は、ヒューコス(株)へ社名変更しております。

(2) 主要な非連結子会社名	PT.タカサゴインドネシア
(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。	

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数	1社
持分法適用の関連会社の名称	日本設備工業(株)
(2) 持分法非適用の非連結子会社（主要な会社名:PT.タカサゴインドネシア）および関連会社（主要な会社名:苫小牧熟供給(株)）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。	

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、インテグレートッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt.Ltd.以外の在外連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、上記以外の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券	
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法によっております。
② 棚卸資産	
未成工事支出金	個別法による原価法によっております。
商品及び製品、材料貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 （リース資産を除く）	主として定額法を採用しており、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
② 無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しておりますが、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上しており、資産計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づいて計上しております。
③ 賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づいて計上しております。
④ 完成工事補償引当金	完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
⑤ 工事損失引当金	当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が合理的に見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
⑥ 役員退職慰労引当金	連結子会社の取締役および監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
⑦ 株式給付引当金	役員報酬BIP信託および株式給付信託(J-ESOP)による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、当社取締役、当社執行役員、当社従業員および連結子会社の取締役に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①設備工事業

主に、空調設備の技術を核として、一般設備と産業設備の設計・施工、保守等から収益を獲得しております。

設備工事業では顧客と工事契約を締結し、受注した工事を施工し、引き渡す義務を負っております。

これらの履行義務は、工事の進捗に伴い充足されるため、工事進捗度に応じて工事期間にわたり収益を認識しております。工事進捗度の算定にあたってはインプット法を採用しております。

また、保守契約のうち、履行義務が主に時の経過に伴い充足されるものについては、取引価格を契約期間にわたり均等に按分し収益を認識し、保守サービス実施の都度履行義務が充足されるものについては、保守サービスが完了した都度収益を認識しております。

なお、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができるときまで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

金融要素に重要性はないため、顧客との契約に基づく債権について金融要素の調整は行っておりません。

②設備機器の製造・販売事業

主に、空調機器等の設計・製造・販売から収益を獲得しております。

これらは契約に基づき顧客への引渡し完了した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売については出荷時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産・負債および収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「その他の包括利益累計額」の「為替換算調整勘定」および「非支配株主持分」に含めて計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時に一括して費用処理しております。なお、一部の連結子会社はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理しております。

③ 小規模企業における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で償却し、その金額が僅少なものについては発生年度に全額償却しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来、工事契約のうち成果の確実性が認められるものについては工事進行基準を、成果の確実性が認められないものおよび金額の重要性が乏しいと判断するものについては工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、進捗度を合理的に見積ることができないものであって発生した原価を回収することが見込まれるものについては原価回収基準を、期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。なお、進捗度の見積り方法につきましてはインプット法を採用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,120百万円増加し、売上原価は1,029百万円増加し、営業利益は90百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ91百万円増加しております。また利益剰余金の期首残高は336百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形・完成工事未収入金等」当連結会計年度より「受取手形・完成工事未収入金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財またはサービスの種類別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	設備工事業	設備機器の 製造販売事業	計		
一般設備工事	160,202	—	160,202	—	160,202
産業設備工事	136,503	—	136,503	—	136,503
設備機器の製造販売	—	5,953	5,953	—	5,953
その他	—	—	—	86	86
顧客との契約から生じる収益	296,706	5,953	302,659	86	302,746
外部顧客への売上高	296,706	5,953	302,659	86	302,746

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店等の事業であります。

地域別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	設備工事業	設備機器の 製造販売事業	計		
国内	246,074	5,953	252,028	86	252,114
海外	50,631	—	50,631	—	50,631
顧客との契約から生じる収益	296,706	5,953	302,659	86	302,746
外部顧客への売上高	296,706	5,953	302,659	86	302,746

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店等の事業であります。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 重要な収益および費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3)当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、268,887百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて主に1年から3年の間で収益を認識することを見込んでいます。

7. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 一定期間にわたり認識する売上高の計上

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
売上高 259,765百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事請負契約および保守契約等については、役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定期間にわたり履行義務を充足し、一定期間にわたり収益を認識しております。

一定期間にわたり収益を認識するにあたり、工事進捗度の算定には原価比例法を適用しております。各工事契約の工事原価総額の見積額は実行予算(直接費)と間接経費の配賦額で構成されており、工事進捗度は各工事の実行予算のうち当連結会計年度末までに発生している直接費の割合で算出してしております。売上高は当該工事進捗度に工事収益総額を乗じて算出してしております。

工事収益総額の見積額は契約書等の書面により顧客と合意に至った金額をもとにしております。顧客との間で工事契約変更等の事象が生じた場合は、当該変更を工事収益総額の見積りに適時・適切に反映しております。

工事原価総額の見積額は各工事ごとの実行予算に間接費の配賦額を加算して算定しております。実行予算は施工場所、施工条件ごとに異なりますが、工事の各段階、各原価要素ごとに設計図に基づき設定した標準数量・工数や購買先から入手した見積書等に基づき設定した単価を使用して算定した原価を積み上げることにより算定しております。工事契約の変更や事後的な事情の変化により追加の原価の発生や原価の削減が見込まれる場合は適時・適切に実行予算に反映しております。

工事進捗度の算定に当たっては工程表をもとに発生原価と実際の工事の進捗度合いに乖離がないかモニタリングをするとともに、発生原価の中に工事進捗度を適切に反映しないものが含まれる場合には必要な調整を行っております。

なお、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができるときまで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

翌年度以降において、当連結会計年度末では予見できなかった工事契約の変更や事後的な事情の変化等により、工事収益総額の見積額、工事原価総額の見積額、決算日における工事進捗度の見積りに変動が生じる場合、翌連結会計年度の売上高の金額が増減する可能性があります。

(2) 工事損失引当金の計上

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
工事損失引当金 2,018百万円

② その他の情報

i. 算出方法

当連結会計年度末の手持工事のうち、損失の発生が合理的に見積られるものについて、将来見込まれる損失額を引当計上しております。将来見込まれる損失額は当連結会計年度末の工事収益総額から工事原価総額の見積額を差し引いて算定しております。

ii. 主要な仮定

工事原価総額の見積りにおける主要な仮定については「(1)一定期間にわたり認識する売上高の計上 ②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報」をご参照ください。

iii. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度以降、工事原価総額の見積り額に大幅な増加が見込まれる事実・状況が発生した場合、追加で引当金を計上する必要があります。一方で工事原価総額の見積り額に大幅な減額が見込まれる事実・状況が発生した場合、引当金を戻入する必要があります。

(3) のれんの評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 1,920百万円

② その他の情報

i. 算出方法

のれんは取得による企業結合において支配獲得時以後の事業展開によって期待される超過収益力に関連して発生しており、効果

が発現すると見積もられる期間にわたり償却を行っております。また、各四半期末において未償却残高について減損の兆候が発生していないか否かの検討を行い、回収可能と認められる部分のみ資産計上しております。

ii. 主要な仮定

支配獲得時に策定された事業計画と実績および直近の業績予測とを比較し、実績および直近の業績予測が事業計画を大きく下回っていない場合には減損の兆候が発生していないと判断しております。

iii. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

支配獲得時に策定された事業計画を実績値および直近の業績予測が大きく下回るような状況となり、減損の兆候が発生した場合には、のれんの減損が必要となる可能性があります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形・完成工事未収入金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額はそれぞれのとおりであります。

受取手形	1,676百万円
完成工事未収入金	82,548百万円
契約資産	65,723百万円

2. 未成工事支出金等に属する資産の科目およびその金額は次のとおりであります。

未成工事支出金	1,111百万円
商品及び製品	321百万円
仕掛品	68百万円
材料貯蔵品	1,727百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 10,971百万円

4. 担保提供資産および担保付債務

担保に供している資産	
現金預金	606百万円
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産	3,607百万円
未成工事支出金等	1,045百万円
その他流動資産	909百万円
建物・構築物	541百万円
機械・運搬具	474百万円
工具器具・備品	151百万円
土地	426百万円
建設仮勘定	82百万円
使用权資産	97百万円
無形固定資産	10百万円
投資有価証券	392百万円
長期貸付金	559百万円
差入保証金	97百万円
計	9,002百万円

上記に対応する債務

支払手形・工事未払金等	23百万円
短期借入金	112百万円
長期借入金	161百万円
計	297百万円

5. 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入債務等に対し、債務保証を行っております。

Iclean Hollow Metal Systems Pvt.Ltd. 446百万円

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

480百万円

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	70,239,402	—	—	70,239,402

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	972,668	3,136,722	9,644	4,099,746

(1)当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式(当連結会計年度期首699,158株、当連結会計年度末850,214株)が含まれております。

(2)増加数の内訳は、次のとおりであります。

取得取締役会決議に基づく東京証券取引所の立会内 市場買付けによる増加	2,975,700株
役員報酬BIP信託制度による取得	160,700株
単元未満株式の買取りによる増加	322株

(3)減少数の内訳は、次のとおりであります。

役員報酬BIP信託制度における当社株式の交付	9,644株
------------------------	--------

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,966百万円	28円00銭	2021年3月31日	2021年6月23日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	2,019百万円	29円00銭	2021年9月30日	2021年12月10日

(注) 1. 2021年6月22日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式に対する配当金19百万円が含まれております。

2. 2021年11月12日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式に対する配当金24百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定であります。

① 配当金の総額	2,084百万円
② 1株当たり配当金	31円00銭
③ 基準日	2022年3月31日
④ 効力発生日	2022年6月22日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 2022年6月21日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式に対する配当金26百万円が含まれております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、銀行等金融機関からの借入や社債の発行により資金調達しております。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金および電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、当社は債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されています。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等および電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。短期借入金および長期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金であるため金利の変動リスクにさらされておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。また、社債は主に設備投資に係る資金調達であります。営業債務や借入金は、流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結決算日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額7,433百万円)は、「その他有価証券」には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

項目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形・完成工事未収入金	84,225	84,225	△0
(2) 電子記録債権	8,996	8,996	-
(3) 有価証券および投資有価証券			
その他有価証券	26,029	26,029	-
資産計	119,251	119,250	△0
(1) 支払手形・工事未払金等	65,049	65,049	-
(2) 電子記録債務	21,223	21,223	-
(3) 短期借入金	7,919	7,919	-
(4) 未払金	2,514	2,514	-
(5) 社債	25,000	24,889	△111
負債計	121,706	121,595	△111

(注) 時価の算定に用いた技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資産

(1)受取手形・完成工事未収入金、(2)電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3)有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

負債

(1)支払手形・工事未払金等、(2)電子記録債務、(3)短期借入金、(4)未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに債務額を返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5)社債

社債の時価は、日本証券業協会公表の売買参考統計値に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅵ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

2,009円35銭

(注) 役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
当該自己株式の期末株式数は4,099,746株であり、このうち役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式の期末株式数は850,214株であります。

2. 1株当たり当期純利益

169円38銭

(注) 役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
当該自己株式の期中平均株式数は2,132,237株であり、このうち役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式の期中平均株式数は790,648株であります。

Ⅶ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当平均積立金	退職給与積立金	オープンイノベーション促進積立金
当事業年度期首残高	13,134	12,853	—	12,853	3,283	656	940	124
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	13,134	12,853	—	12,853	3,283	656	940	124
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	—
当事業年度期末残高	13,134	12,853	—	12,853	3,283	656	940	124

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	其他有 価証券評 価差額金	
	其他利益剰余金		利益剰余金 合計				
	別 途 積立金	繰越利益 剰余金					
当事業年度期首残高	42,878	35,975	83,858	△1,270	108,577	10,491	119,068
会計方針の変更による 累積的影響額		334	334		334		334
会計方針の変更を反映した 当事業年度期首残高	42,878	36,309	84,193	△1,270	108,911	10,491	119,403
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△3,985	△3,985		△3,985		△3,985
当期純利益		11,731	11,731		11,731		11,731
自己株式の取得				△6,325	△6,325		△6,325
自己株式の処分				18	18		18
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						△1,242	△1,242
事業年度中の変動額合計	—	7,745	7,745	△6,307	1,438	△1,242	195
当事業年度期末残高	42,878	44,055	91,938	△7,577	110,350	9,248	119,599

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券	
子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法によっております。
② 棚卸資産	
未成工事支出金	個別法による原価法によっております。
商品及び製品、材料貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定額法によっております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づいて計上しております。
③ 賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づいて計上しております。
④ 完成工事補償引当金	完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
⑤ 工事損失引当金	当事業年度未手持工事のうち損失の発生が合理的に見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
⑥ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 a 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 b 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 過去勤務費用は、発生時に一括して費用処理しております。

⑦ 株式給付引当金

役員報酬BIP信託および株式給付信託(J-ESOP)による当社株式の交付に備えるため、株式交付規定に基づき、当社取締役、執行役員および従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 設備工事業

主に、空調設備の技術を核として、一般設備と産業設備の設計・施工、保守等から収益を獲得しております。

設備工事業では顧客と工事契約を締結し、受注した工事を施工し、引き渡す義務を負っております。

これらの履行義務は、工事の進捗に伴い充足されるため、工事進捗度に応じて工事期間にわたり収益を認識しております。工事進捗度の算定にあたってはインプット法を採用しております。

また、保守契約のうち、履行義務が主に時の経過に伴い充足されるものについては、取引価格を契約期間にわたり均等に按分し収益を認識し、保守サービス実施の都度履行義務が充足されるものについては、保守サービスが完了した都度収益を認識しております。

なお、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができるときまで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

金融要素に重要性はないため、顧客との契約に基づく債権について金融要素の調整は行っておりません。

(5) 退職給付に係る会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来、工事契約のうち成果の確実性が認められるものについては工事進行基準を、成果の確実性が認められないものおよび金額的重要性が乏しいと判断するものについては工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、進捗度を合理的に見積もることができないものであって発生した原価を回収することが見込まれるものについては原価回収基準を、期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。なお、進捗度の見積り方法につきましてはインプット法を採用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の完成工事高は1,272百万円増加し、完成工事原価は1,179百万円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ93百万円増加しております。また利益剰余金の期首残高は334百万円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益および費用の計上基準」に記載の通りであります。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 一定期間にわたり認識する売上高の計上

①当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 212,113百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表の「7. 重要な会計上の見積りに関する注記(1)」の内容と同一であります。

(2) 工事損失引当金の計上

①当事業年度の計算書類に計上した金額

工事損失引当金 1,894百万円

②その他の情報

①の金額の算出方法は、連結注記表の「7. 重要な会計上の見積りに関する注記(2)」の内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 未成工事支出金等に属する資産の科目およびその金額は次のとおりであります。

未成工事支出金	1,105百万円
商品及び製品	14百万円
材料貯蔵品	76百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	6,063百万円
(3) 銀行借入金等に対する保証債務	8,874百万円
(4) 関係会社に対する短期金銭債権	463百万円
関係会社に対する長期金銭債権	3,616百万円
関係会社に対する短期金銭債務	7,927百万円
関係会社に対する長期金銭債務	104百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	149百万円
仕入高	22,132百万円
その他の営業取引高	203百万円
営業取引以外の取引高	1,772百万円

(2) 研究開発費の総額

1,055百万円

(3) 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額

388百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	708,281	3,136,722	9,644	3,835,359

(1)普通株式の自己株式数には、役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式(当事業年度期首699,158株、当事業年度末850,214株)が株含まれております。

(2)増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく東京証券取引所の立会内
市場買付けによる増加 2,975,700株

役員報酬BIP信託制度による取得 160,700株

単元未満株式の買取りによる増加 322株

(3)減少数の内訳は、次のとおりであります。

役員報酬BIP信託制度における当社株式の交付 9,644株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	686百万円
減損損失	273百万円
投資有価証券評価損	1,195百万円
ゴルフ会員権評価損	134百万円
ソフトウェア開発費	253百万円
未払事業税	180百万円
完成工事補償引当金	202百万円
工事損失引当金	529百万円
退職給付引当金	519百万円
未払賞与	1,108百万円
株式給付引当金	204百万円
その他	862百万円
繰延税金資産小計	6,151百万円
評価性引当額	△2,636百万円
繰延税金資産合計	3,515百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△1,054百万円
其他有価証券評価差額金	△3,729百万円
退職給付信託設定益	△463百万円
繰延税金負債合計	△5,247百万円
繰延税金資産の純額	△1,732百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	0.8%
永久に益金に算入されない項目	△2.8%
評価性引当額	0.2%
法人税額特別控除	△2.0%
その他	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.6%

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器等を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	タイタカサゴ Co.,Ltd.	タイ・サム ットプラカ ーン	2,000千 タイ パーツ	空調設備等の 施工	(所有) 直接 49% 間接 8.18%	兼任 2名	債務保証	債務保証 (注) 1	3,128	-	-
子会社	インテグレート ッド・クリーン ルーム・テクノ ロジーズPvt.Ltd.	インド・ハ イデラバ ード	51百万 インド ルピー	クリーン ルーム 向け関連 機器・内 装材の 製造・販 売・取付	(所有) 直接 57.00%	兼任 5名	債務保証	債務保証 (注) 1	2,706	-	-
関連会社	日本設備工業(株)	東京都 千代田区	460	空調設備等の 施工	(所有) 直接 34.01%	兼任 1名	仕入先	空調設備 工事等の 発注(注)3	13,110 (注) 2	電子記録債務 工事未払金	1,476 3,516 (注) 2

- (注) 1. 金融機関からの借入金および工事履行につき、債務保証を行っております。
 2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 3. 取引条件および取引条件の決定方針等
 価格その他の取引条件は、個々の工事について見積りの提出を受け、その都度、交渉により取引金額を決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) **1株当たり純資産額** 1,801円08銭

(注) 役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
 当該自己株式の期末株式数は3,835,359株であり、このうち役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式の期末株式数は850,214株であります。

(2) **1株当たり当期純利益** 171円58銭

(注) 役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
 当該自己株式の期中平均株式数は1,867,850株であり、このうち役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式の期中平均株式数は790,648株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

UD
FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。

